



NPO法人

食科協ニュースレター 第235号

目次

【食科協の活動状況】

2023年1月～2023年2月の主な活動(先月報告以降) 2

【行政情報】

1 容器包装詰低酸性食品に関するボツリヌス食中毒対策について

2 「食品安全総合情報システム」公表

NPO法人 食品保健科学情報交流協議会

顧問 森田 邦雄

2-4

【食品衛生 時を刻んだ新聞記事 No.010】

【食品衛生 時を刻んだ新聞記事 No.011】

NPO法人 食品保健科学情報交流協議会

運営委員 笈川和男

4-8

令和 5年2月28日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麵連会館2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-Mail NPO2002-fhsinfo@ccfhs.or.jp

【食科協の活動状況】**1. 2023年1月～2023年2月の主な活動**

1月27日	かわら版376号・かわら版ニュース&トピックス305号を発行
1月27日	ニュースレター233号を発行
1月31日	かわら版ニュース&トピックス306号を発行
2月03日	かわら版377号・かわら版ニュース&トピックス307号を発行
2月07日	かわら版ニュース&トピックス308号を発行
2月10日	かわら版378号・かわら版ニュース&トピックス309号を発行
2月14日	かわら版ニュース&トピックス310号を発行
2月17日	かわら版379号・かわら版ニュース&トピックス311号を発行
2月21日	かわら版ニュース&トピックス312号を発行
2月21日	第9回運営委員会・常任理事会開催
2月24日	かわら版380号・かわら版ニュース&トピックス313号を発行
2月28日	かわら版ニュース&トピックス314号を発行
2月28日	ニュースレター235号を発行

【行政情報】

NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会
顧問 森田 邦雄

1 容器包装詰低酸性食品に関するボツリ又ス食中毒対策について

1月30日、消費者庁食品表示企画課長及び厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長連名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛て表記通知を出した。その主な内容は次の通り。

食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準及び「食品表示基準について」では、ボツリ又ス食中毒の発生を防止するため、「容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が 4.6 を超え、かつ、水分活性が 0.94 を超え、かつ、その中心部の温度を摂氏 120 度で4分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであって、ボツリ又ス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏 10 度以下での保存を要する食品（以下「容器包装詰低酸性食品」という。）」について、基準を定めています。

一方、令和3年6月1日から、食品表示法及び食品衛生法に基づく自主回収の届出制度が施行されているところですが、冷蔵での保存を意図した容器包装詰低酸性食品を誤って常温で保存したものを販売したことによる自主回収事例が散見されます。容器包装詰低酸性食品であるにもかかわらず、当該食品容器包装の表おも面に「要冷蔵」である旨が分かりやすい大きさで表示されていないものについては、食品表示基準違反に該当するとともに、適切な温度管理がなされないことにより、ボツリ又ス食中毒等、重篤な食中毒の要因にもなり得ます。

このことから、改めて下記事項について、食品等事業者に対する周知・指導をお願いします。

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）

- ・「要冷蔵」の文字等冷蔵を要する食品である旨を示す文字を表示する。(別表第 19 (第4条、第5条関係))
 - ・別表第 19 に規定する冷蔵を要する食品である旨を示す文字は、容器包装の表おもて面に、分かりやすい大きさで表示する。(別表第 20 (第8条関係))
- 食品表示基準について(平成 27 年3月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知)
- 一括表示の保存方法の欄に摂氏 10 度以下で保存しなければならない旨を表示するとともに、要冷蔵食品であることが消費者等に明確に分かるように、加えて、容器包装のおもて面に冷蔵を要する食品である旨の文字(「要冷蔵」等)をわかりやすい大きさ(おおむね 20 ポイント以上)で、色彩、場所等を工夫して表示すること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001047234.pdf>

2 「食品安全総合情報システム」公表

2月13日、食品安全委員会が公表した標記システムに次の記事が掲載されている。

欧州食品安全機関(EFSA)は1月19日、熟成肉(aged meat)の微生物学的安全性に関する科学的意見書(101 ページ、2022 年 12 月 6 日採択、doi: 10.2903/j.efsa.2023.7745)を公表した。概要は以下のとおり。

本意見書では、牛肉のドライエイジング(dry-ageing)及び牛肉、豚肉、ラム肉のウェットエイジング(wet-ageing)が微生物学的ハザードとなる細菌及び腐敗細菌へ及ぼす影響を調査し、現在の慣行について記載している。「標準的な生鮮肉(standard fresh meat)」とウェットエイジング肉は類似したプロセスを経るため、これらはその期間に基づいて区別された。各工程の説明に加え、文献調査及び質問票によって主要なパラメータ(時間、温度、pH 及び水分活性(*aw*))に関するデータが収集・整理された。

すべての熟成肉(aged meat)に存在する可能性のある微生物学的ハザードには、志賀毒素産生性大腸菌(STEC)、サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌、リステリア菌(*Listeria monocytogenes*)、腸管毒素原性エルシニア属菌、カンピロバクター属菌及び *Clostridium* 属菌が含まれる。*Aspergillus* 属や *Penicillium* 属などのカビ類は条件が整えばマイコトキシンを産生する可能性があるが、相対湿度(RH)が 75~85%、空気の流速が 0.2~0.5m/s の条件下で肉の表面温度を-0.5~3.0°Cに保てば、最大 35 日間は防ぐことができる可能性がある。主な食肉腐敗細菌には、*Pseudomonas* 属、*Lactobacillus* 属、*Enterococcus* 属、*Weissella* 属、*Brochothrix* 属、*Leuconostoc* 属、*Shewanella* 属及び *Clostridium* 属細菌が含まれる。

現在の慣行では、食肉の熟成は、標準的な生鮮肉の準備工程と比較して、微生物学的ハザード及び腐敗細菌の量に影響を及ぼす可能性がある。定義され制御された条件下での熟成により、微生物学的ハザード及び腐敗細菌の量を、標準的な生鮮肉の準備工程において予測される可変的な log₁₀ 増加量と同等あるいはそれより低くすることができる。標準的な生鮮肉と比較して、リステリア菌及びエルシニア菌(*Yersinia enterocolitica*) (豚肉の場合のみ)並びに乳酸菌(腐敗細菌の代表)のレベルが、同等あるいはそれより低くなる時間及

び温度の条件を確立するためのアプローチが用いられた。また、推奨されるベストプラクティス及び同等性評価の結果に基づいた、乾燥熟成牛肉の微生物的安全性をさらに保証する追加の管理活動が特定された。

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05990450149>

【食品衛生 時を刻んだ新聞記事 No.010】

食品衛生 時を刻んだ新聞記事 No.010 2022.12.18 笈川 和男

2001年 2月20日 牛乳に消毒薬混入 園児2人吐き気 北陸乳業5日間営業禁止
北國新聞

2001年(平成13年)2月20日(火曜日)

北 國 新 聞

(消費税込み)110円

第3種郵便物認可 12

牛乳に消毒剤混入

金沢の園児2人吐き気



園児がおう吐した牛乳を出荷した北陸乳業 ―七尾市八幡町

北陸乳業5日間営業停止

ライン洗浄に使用 誤り製品化

十九日午前、金沢市内の保育園児二人が紙パック入り牛乳を飲んで吐き気を訴えたことを受け、石川県能登中部保健所は同日、製造元の北陸乳業(七尾市)を立ち入り検査した。その結果、製造過程で消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムが混入した製品が誤って出荷されたことが判明。県は同日から同社を五日間の営業停止処分とした。金沢中署は業務上過失傷害の疑いも多とみて調べている。

同保健所によると、金沢市内の保育園児二人が紙パック入り牛乳を飲んで吐き気を訴えたことを受け、石川県能登中部保健所は同日、製造元の北陸乳業(七尾市)を立ち入り検査した。その結果、製造過程で消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムが混入した製品が誤って出荷されたことが判明。県は同日から同社を五日間の営業停止処分とした。金沢中署は業務上過失傷害の疑いも多とみて調べている。



消毒剤が混入していたものと同種類の牛乳パック

「廃棄用」パック使わず

「殺菌剤が混入した牛乳」園児がおう吐した牛乳を回収作業に追われた。同社と県の説明では、十五日午前九時半ごろ、牛乳の紙パックにストロークを接着する工程にトラブルがあり、約五時間半にわたり操業を停止。復旧後、牛乳タンクと充てん機を結ぶパイプ内の温度が品質保持規定の〇二ニユールを順守する限り、衛生管理に問題はな

内に炎症がで、軽い胃腸炎と診断されたが、命に別害はないという。県によると、同社では消毒作業後、牛乳でラインを洗い流し、消毒剤を洗い流している可能性のある牛乳を無地の紙パックに入れて廃棄する決まりになっていたが、この日は無地の紙パックを誤って使用せず製品用のパックに洗浄に使われた牛乳を詰めため、誤って流通したと判明している。同社では、一九九九年四月にも次亜塩素酸ナトリウムがコーヒ牛乳に混入し、富山県内の消費者から味がおかしいとの苦情が寄せられた。二百間の営業停止の原因の解明と再発防止の措置を命じた。

同社では、一九九九年四月にも次亜塩素酸ナトリウムがコーヒ牛乳に混入し、富山県内の消費者から味がおかしいとの苦情が寄せられた。二百間の営業停止の原因の解明と再発防止の措置を命じた。同社では、一九九九年四月にも次亜塩素酸ナトリウムがコーヒ牛乳に混入し、富山県内の消費者から味がおかしいとの苦情が寄せられた。二百間の営業停止の原因の解明と再発防止の措置を命じた。

雪印の教訓生かされず
雷印乳業の食中毒事件工場から、雪印ブランドの瓶詰め牛乳を受託生産していた北陸乳業でも能登中部保健所立ち入り検査が行われ、一人ひとりが明日はわが身と危機感を持つべきの自覚を促している。品質管理の確認など作業マニュアルを改めて徹底するとしていた。

営業禁止期間 40 日以上になった。原因物質：次亜塩素酸ナトリウム 通称 HACCP 認証施設 石川県 平成13年4月20日厚生環境委員会

◎濱名久司 健康福祉部長

北陸乳業に対して、食品衛生法第23条の規定に基づき、2月19日から5日間の営業停止及び当該牛乳の回収命令の行政処分を行った。さらにその後、県として、徹底した原因究明と抜本的な改善策の点検に相当の期間を要すると判断し、食品衛生法第23条の規定に基づき2月24日から無期限の営業禁止処分を行った。

県として、殺菌、充填工程等について作業手順書の徹底した見直しと修正を求めたところ、北陸乳業では、消毒剤の除去作業の徹底、トラブル発生時の作業手順書の作成、品質保証期限表示の適正化、ハサップ対策委員会や衛生管理委員会の設置による衛生管理体制の強化等の改善計画を実施した。この改善計画に基づき、3月21日から23日にかけて予備テストランを実施したところ、配管やバルブ等の製造ラインの残留塩素、細菌検査の結果、改善計画が安全性に十分配慮したものであることが確認できたので、4日に営業禁止処分を解除した。

長岡工場は保健所の調査で、偽装を認めた。宮城工場でも内部告発があり、保健所の調査で、いわゆる裏帳簿を提出し発覚を逃れた。再度の告発による調査で、偽装の全容が解明された。「全酪（ゼンラク）牛乳」ブランドが消滅した。

【食品衛生 時を刻んだ新聞記事 No.011】

食品衛生 時を刻んだ新聞記事 No.011 2022.12.21 笈川 和男

2008年11月26日 食料局長ら責任最も重い 事故米問題 有識者会議が調査報告 読売新聞

私自身 事故米が大きな問題となる前の2005年に、製粉工場において大量のミニマム・アクセツ米を確認した。一応温度管理はされていたが、保管期間が長く、袋外側にカビが生えていた。製粉工場の関係者は「国からの預かり米で、一切手を付けられない」との話であった。

参考に、次を添付します。

平成20年11月28日 農林水産大臣談話

平成21年3月31日 事故米国の不正規流通問題に関する有識者会議の取りまとめ

農林水産大臣談話

事故米穀の不正規流通問題については、消費者をはじめとする国民の皆様にご迷惑をおかけしており、改めて深くお詫び申し上げます。

この問題につきましては、10月31日に、農林水産省の取組の中間的総括を行いました。関係職員の処分につきましては、内閣府に設置された「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」において、これまでの行政対応の検証結果が出るのを待つて行うこととしておりました。

11月25日に「有識者会議」の調査結果報告書が取りまとめられました。報告書では、事故米穀問題に関する農林水産省の責任の所在を指摘されるとともに、食の安全の確保の重要性に関する認識の欠如、消費者の目線の欠如、業務の縦割り意識と組織の硬直性、危機意識や感性の欠如など、農林水産省の体質及び農林水産行政に対する大変厳しいご指摘を頂きました。私は、これらを農林水産省という組織全体の問題と厳粛に受け止め、今回の問題に責任のある関係職員に対する厳正な処分を行うことにより農林水産省の姿勢を正すとともに、農林水産省の改革を全力で進めてまいります。

また、私は省内の課長クラスを中心に構成される「農林水産省改革チーム」に対し、農林水産省が真に生産者や消費者にとって役に立つ組織に再生するため、それぞれの所掌にとら

われず改革案を検討するよう指示しておりました。そして昨日、政策決定プロセスの改革、リスク管理及び危機管理の改革、人事改革を含む国民視点での組織運営の実現やそれらを実現するために必要となる農林水産省の機構改革を内容とする「緊急提言」の報告を受けました。

報告は、自分が予想していたよりも根深い農林水産省の問題を明らかにし、農林水産省の再構築を提言しておりました。私は、熟考の上、人間の生命と健康の基盤である農林水産行政を再生するためにも、自ら痛みを伴う改革を進めていかなければ、国民の皆様の信頼を回復できないと判断いたしました。

このため、従来の農林水産省の業務の在り方を根本的に改めていくとともに、その前提として、組織について、「国民視点に立った行政を円滑に遂行するための機構改革」に全力で取り組みます。「行政機構の仕事は国民から与えられるものである」という改革チームが示した命題は、私も100パーセント共有します。国民ニーズのないところに、行政の仕事は存在しません。私は、国民本位の農林水産行政を実現するため、「緊急提言」の方向に沿って、次の基本的な方針の下、平成22年度における農林水産省の抜本的な機構改革に取り組む決意です。

第一に、主要食糧業務を担う地方農政事務所食糧部・地方農政局食糧部・本省食糧部の抜本改革を行います。「緊急提言」にあるように、事故米問題の発生に鑑みれば、地方農政事務所は、主要食糧業務を担当する組織としては廃止を前提に検討せざるを得ません。他方で、主要食糧の安定供給という責務は、十全に果たしていかなければなりません。また、食品表示の適正化や経営所得安定対策など国として実施している業務も存在します。したがって、これらの業務を担う組織の在り方については、主要食糧政策を始めとする今後の政策展開の方向を踏まえつつ、地方分権改革など政府全体の議論との整合性も図りながら、十分検討して成案を得ることといたします。

第二に、国民の期待に応えられる組織の構築に取り組みます。国民の皆様が農林水産省に最も求めているのは、「食の安全」の視点を最優先とする組織の実現です。従来の農林水産省は、消費者が何を求めているか、そのニーズの把握に欠ける面がありました。今回の問題を契機に、農林水産行政に求められるものを今一度根本から見直し、機構面で不十分な面があれば、既存の行政機構の見直しを大胆に行いながら、体制の整備を図ります。

第三に、農林水産省改革の実効を期し、その永続を担保する体制を整備します。BSEの反省を現在の教訓として常に危機意識を持ち、国民視点に立って確実に業務を遂行していれば、このようなことにはならなかったはずです。

「緊急提言」では、政策決定プロセスのチェックや第三者を長とする内部監査の構築など、全く新しい提案がありました。私は、これらの機能を相互に関連づけながら、国民視点に立った業務運営を担保する強力な内部監査・チェック体制の実現に取り組みます。

これとともに、「緊急提言」にあるように、農林水産省の政策運営についても見直しを進めてまいります。政策を決定するに当たっては国民各層が広く参加できるよう工夫いたします。国民の皆様に行行政サービスを提供する際には親切・丁寧・正直をモットーといたします。今回の事故米問題のような事件が発生しないようするためリスク管理・危機管理を徹底いたします。そして、このような政策・業務を効率的に実現できるよう、業務の再点検や組織運営の改善を実現します。

さらに、今回の事故米問題を受けて、米のトレーサビリティ、米関連商品の原料米原産地表示を含めた米流通システムの見直しを図るため、「米流通システム検討会」を立ち上げ、検討を進めてきたところでありますが、11月27日に中間取りまとめという形で制度の骨

格を取りまとめいただきました。これを踏まえて、次期通常国会に関連法案等を提出できるよう準備を進めてまいります。

「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」の調査結果報告書も、「農林水産省改革チーム」の緊急提言も、農林水産省の職員の意識や組織の体質を根本から改革することの必要性を強く指摘しております。私は、こうした指摘と、農林水産省がBSE問題の経験を生かせなかったことを重く受け止め、その反省の上に立って、直ちに改革に着手し、平成22年度を改革の成果が結実する「農林水産省新生元年」とすべく、全力を尽くしてまいります。

農林水産省の職員一人一人が、消費者のことを真剣に考え、食の安全を守るとの強い意識をもって、政策・業務の改善・充実にまい進できるようになるまで、全力をあげて農林水産省の改革を実行してまいりますので、国民の皆様の御理解の程、よろしくお願い申し上げます。

平成20年11月28日

農林水産大臣 石破茂



新聞記事 011 添付
20090331事故米 ㊦

2008年(平成20年)11月26日(水曜日)

38頁

食言 査 業斤

「食料局長ら責任最も重い」

事故米問題 有識者会議が調査報告

事故米問題の原因究明と農林水産省の責任を検証する有識者会議(座長・但木敬一前検事総長)は25日、「事故米の有害性を認識しながら、食の安全よりも早期売却を優先させ、不正流用の防止策を何一つ講じなかった」として、「(2006年度当時などの)本省総合食料局の局長や部長らの責任が最も重い」などと、野田消費者相に提出した。

このほか、報告書では①BSE(牛海綿状脳症)問題の反省を生かせず、チェック機能が働く仕組みを構築できなかった歴代農相や事務次官らにも「強く反省を求めたい」②事故米が米穀加工販売会社「三笠フーズ」に売却されたことを知りながら、漫然と検査を行った富岡農政事務所の所長らの「責任は重い」などと断じた。

また、事態を招いた背景に、「自分の職務が国民の『食の安全』につながって」という自覚や責任感の「欠落」と「目先の仕事をこなしていればよい」という官僚主義的体質があることも指摘。同省に、厳正な処分だけでなく、職員の意識改革にも努めるよう求めた。

三笠フーズが破産申し立て

報告書提出後、但木座長は「現場が自分の職務に誇りと使命感を持たないと次の事故は防げない」と意識改革の必要性を強調した。

報告書提出後、但木座長は「現場が自分の職務に誇りと使命感を持たないと次の事故は防げない」と意識改革の必要性を強調した。

「国民の皆様や食品業界に及ぼした不信任は極めて大きく、信用回復ができなかった」としている。

三笠フーズによると、負債総額は、三笠フーズが約9億円、辰之巨が約6億5000万円にのぼる。

このほか、報告書では①BSE(牛海綿状脳症)問題の反省を生かせず、チェック機能が働く仕組みを構築できなかった歴代農相や事務次官らにも「強く反省を求めたい」②事故米が米穀加工販売会社「三笠フーズ」に売却されたことを知りながら、漫然と検査を行った富岡農政事務所の所長